

(管理費)

第26条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

- (1) 管理委託経費 (管理員人件費を含む。)
- (2) 租税公課
- (3) 共用部分等の光熱給水費
- (4) 共用設備の保守維持費及び運転費
- (5) 備品費、通信費その他の事務費
- (6) 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料
- (7) 経常的な補修費 (近隣用電波障害対策受信設備に係るものを含む。)
- (8) 清掃費、消毒費、塵芥処理費及び植栽維持管理費
- (9) 共用部分等に係る建物及び設備等の法定検査料
- (10) 管理費等滞納者に対する支払命令の申立等管理費等滞納に係る訴訟追行に要する費用
- (11) その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用

(特別修繕費)

第27条 管理組合は、特別修繕費を修繕積立金 (修繕積立一時金を含む。) として積み立てるものとする。

- 2 修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に取り崩すことができる。
 - (1) 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - (2) 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - (3) 敷地及び共用部分等の変更又は処分
 - (4) その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のため特別に必要となる管理
- 3 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、特別修繕費をもってその償還に充てることができる。
- 4 修繕積立金については、管理費及び組合費とは区分して経理するものとする。

(組合費)

第28条 組合費は、次の各号に掲げる管理組合の運営に要する経費に充当する。

- (1) 会議費
- (2) 広報及び連絡業務に要する費用
- (3) 役員活動費及び役員報酬
- (4) その他管理組合の運営に要する費用

(使用料)

第29条 専用使用料その他敷地及び共用部分等に係る使用料は、管理費等に充当する。

第6章 管理組合

第1節 組合員

(組合員の資格)

第30条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなつたときに喪失する。

(届出義務)

第31条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を所定の書面により管理組合に届け出なければならない。